



屋外市民プールオープン

営業期間：7月1日(土)～
8月30日(水)

営業時間：午前9時～午後6時

やまびこスケートの森

アイスアリーナオープン

期 日：7月8日(土)

午前10時～午後3時

ファミリースケートデー

(市民無料開放)

体育館予約調整会議について

○学校体育施設

8月分 7月16日(日)

時 間：中学校 午前10時～
小学校 午後1時～

場 所：市民総合体育館

第一会議室

※会議に参加される際には、必ず「学校体育施設開放利用団体登録許可証」をお持ちください。

7月8日ファミリースポーツデー

市民総合体育館を市民のみならず無料で開放します。

期 日：7月16日(日)

8月のファミリースポーツデーはお休みです。

時 間：午前9時～午後4時

体育指導委員(3名)がいますのでわからない事など気軽に声をかけてください。

庭球場・水泳プールは通常営業となります。

◇庭球場：午前8時30分～午後9時30分

◇水泳プール

・屋外プール：午前9時～午後6時

・屋内プール：午前9時～午後8時30分

スポーツ教室

スポーツ振興課 ☎22-8800

小学生対象

スケート教室 陸上トレーニングから氷上トレーニングへ

◎陸上トレーニング(全12回)

期 間：7月～9月 毎週1回
午後6時30分～7時30分

場 所：やまびこ国際スケートセンター

内 容：動き作り、持久力向上のトレーニング

◎氷上トレーニング(全30回)

期 間：10月～平成19年2月

場 所：やまびこスケートの森アイスアリーナ

午後5時30分～7時(10回)
やまびこ国際スケートセンター
午後6時～7時30分(20回)

対 象：市内在住の小学生
定 員：40名
申込み：6月28日(水)まで

無料！トレーニング指導個別相談

あなたのためだけの60分。専門トレーナーがあなたの目的にあったトレーニングメニューを作成・指導します。

会場…市民総合体育館トレーニングルーム

減量・健康相談	7月1日(土) 午後1時～4時
	7月15日(土) 午後1時～4時
スポーツリハビリ相談	7月11日(火) 午後6時～9時

※マン・ツー・マン指導となるため、必ず前日までにお申し込みください。

無料！健康スポーツドック

会場…やまびこスケートの森トレーニングセンター

時 間	7月
午後の部 午後2時～	1日・15日・29日
夜間の部 午後6時～	8日・22日

※期間中やまびこスケートの森トレーニングセンターを1回600円で利用できます。

申込み・問合せ スポーツ振興課 ☎22-8800

諏訪広域地震防災講習会が開催されます

“忘れないで 新潟中越地震”

日 時 7月1日(土)
午後1時30分～

講 師 栗田 暢之 先生
(特定非営利活動法人)

会 場 下諏訪総合文化センター
小ホール

レスキューストックヤード代表理事)

定 員 300名 **入場無料**

【演 題】「地域防災力を高めるには」
《問合せ》危機管理室(内線1591)



児童手当認定請求書(現況届)の提出について

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月に受給資格審査のため、現況届を提出する必要があります。

6月上旬に郵送されている児童手当認定請求書(現況届)をご記入の上、期間内に必ず提出してください。この現況届の提出をされませんと、支給延期や支給停止となりますのでご注意ください。(公務員の方は勤務先へ提出してください。)

記入上の注意

6月1日現在の状況を同封の「現況届記入および提出上の留意点」により記入してください。

提出場所

市民課・各支所・駅前出張所(ラオカヤ1階)

持参するもの

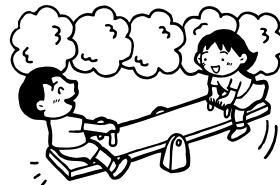
- ① 現況届・印鑑…全員
- ② 健康保険証のコピー…厚生年金加入者のみ
- ③ 所得証明書…平成18年1月2日以降に岡谷市に転入された方のみ(前住所地の平成17年分所得証明書)

その他

- ① 審査に2か月くらいかかりますのでご了承ください。
- ② 所得の申告をされていない方は、審査できませんので至急申告をしてください。
※ 詳しくは、市民課までお問い合わせください。

提出期限

6月30日(金)まで



問合せ

市民課 年金・市民サービス担当
(内線 1158)

動物は正しく飼いましょう～6月は「動物の正しい飼い方普及月間」です～

近年、飼育動物に対する意識は、単なる愛玩の対象から、家族の一員あるいは人生のパートナーとして大きく変化しており、家庭生活における飼育動物に対する意識は高まっています。その一方で、無責任な飼い主による飼養動物の遺棄、虐待および不適切な飼い方による近隣への迷惑行為などが発生しています。このようなトラブルを防ぐには、動物の本能、習性および生理を十分に理解した正しい飼養管理をすることが必要です。

動物に関する理解を深め、正しく飼養することにより、人と動物が共存する潤い豊かな地域社会を築くことができます。動物飼養に対する基本的なマナーとして、次の点に気をつけてください。

犬を飼うためのルール

- ・犬は登録して、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- ・犬はつなぐか、オリの中で飼いましょう。
- ・散歩の時は、必ず引き綱をつけ、糞の後始末をしましょう。
- ・捨て犬は絶対やめましょう。
- ・飼い犬が人を咬んでしまったら、保健所に届け出ましょう。



猫と楽しく暮らすために

- ・猫に、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
- ・猫の糞や尿の後始末など、周辺の清掃を心がけましょう。
- ・猫には首輪をして、飼い主の名前・連絡先を明記しましょう。
- ・「のら猫」にえさを与えないようにしましょう。
- ・猫は室内で飼うことをお勧めします。
- ・捨て猫は絶対にやめましょう。



動物由来の感染症を予防するために

- ・動物との過剰なふれあいは控えましょう。
- ・動物にさわったら、必ず手を洗いましょう。
- ・動物の糞や尿は、速やかに片づけましょう。
- ・室内で鳥などを飼育するときは、換気を心がけましょう。
- ・砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう。
- ・野生動物の家庭での飼育は避けましょう。
- ・体に不調を感じたら、早めに医療機関で受診しましょう。
- ・動物(ペット)も定期健診を受けさせましょう。

動物に関するご相談は・・・
環境安全課 (内線 1167)
諏訪保健所 ☎57-2929